各位

会社名 パナホーム株式会社

代表者名 取締役社長松下龍二

(コード番号 1924 東証第一部)

問合せ先 経理 部長 北野 幸治

(TEL.06-6834-4539)

(訂正)「パナソニック株式会社による当社株式に対する 株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更を 付議議案に含む臨時株主総会開催の要請受領に関するお知らせ」の 一部訂正について

平成29年6月22日に開示いたしました「パナソニック株式会社による当社株式に対する株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更を付議議案に含む臨時株主総会開催の要請受領に関するお知らせ」に訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

(訂正前)

上記のとおり、本公開買付けは成立いたしましたが、パナソニックが当社株式の90%以上(<u>但し、パナソニックが所有する当社株式及び</u>当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかったことから、本日、パナソニックより、当社に対し、①効力発生日を平成29年10月2日以降の日として、パナソニックが当社株式の全て(当社が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主(パナソニック及び当社を除きます。)の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように当社株式の併合の割合を決定した上で、当社株式の併合を行うこと(以下「本株式併合」といいます。)、及び、②本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を平成29年8月下旬から同年9月下旬を目途に開催するよう要請を受けましたので、お知らせいたします。

<以下省略>

(訂正後)

上記のとおり、本公開買付けは成立いたしましたが、パナソニックが当社株式の 90%以上 (<u>(下線部分を削除)</u>当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかったことから、本日、パナソニックより、当社に対し、①効力発生日を平成 29 年 10 月 2 日以降の日として、パナソニックが当社株式の全て(当社が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募

されなかった当社の株主 (パナソニック及び当社を除きます。)の所有する当社株式の数が 1 株に満たない端数となるように当社株式の併合の割合を決定した上で、当社株式の併合を行うこと (以下「本株式併合」といいます。)、及び、②本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を平成 29 年8月下旬から同年 9月下旬を目途に開催するよう要請を受けましたので、お知らせいたします。

<以下省略>

以上